

市長室を職員にシェア。会議室・打合せスペース不足を解消！

古賀市役所では、市長室を職員限定にシェア（貸出）します。シェアする時間は市長が公務で不在となる時間帯のみとし、秘書担当者に事前連絡が必要です。

市役所では2月から3月にかけて確定申告や年度末の事務引継ぎ等で大小の会議室が不足する状況であったため市長不在時の市長室の有効活用を検討。ペーパーレス化により市長室内の重要書類がすべてデータ化されて、目視の情報漏洩等の懸念がなくなったことから、試験的に市長室を会議室として「シェア」します。

市長室を「シェア」することで、職員同士の打合せや研修等のスペースを確保できるほか、これまで市長室に入る機会が少なかった若手職員等との距離感が縮まると期待します。

■実施日時・場所

（市長室シェア可能日）

3月 7日（金）0930～1030…（使用予定）デジタル推進課

3月10日（月）0830～1700

3月11日（火）1500～1700

3月14日（金）0930～1030

3月19日（水）1500～1700

3月28日（金）0830～1700

■経緯

・2月～3月は人事評価面談、人事異動に伴う事務引継ぎ、確定申告、選挙事務及びオンライン会議のため、会議室やスペースが不足。

■目的

- ・市長室の空き時間に、職員向けに市長室打合せスペースをシェア（貸出）して有効活用
- ・市長室に入る機会が少ない若手職員等との距離感が縮まる

【問い合わせ先】

古賀市役所 人事秘書課秘書係 担当：北村、橋口

電話：092—942—1121